

# 茨城県公立高等学校事務職員研究会表彰規程

第1条 本会は、会則第21条第2項に基づき、表彰規程を定める。

第2条 表彰の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会の事業遂行に寄与し功労顕著な者
- (2) 会員で下記の大会等で研究発表した者及び団体
  - (イ) 全国大会
  - (ロ) 関東大会
  - (ハ) 県研究大会
  - (ニ) 県定期総会
- (3) その他評議員会において特に推薦した者

第3条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前条第1号については、原則として、前会長に対し総会時に表彰状を贈る。
- (2) 前条第2号(イ)(ロ)については、発表時に1件につき5,000円の奨励金を贈る。
- (3) 前条第2号(ハ)(ニ)及び第3号については、研究大会又は総会時に表彰状を贈る。

第4条 奨励金及び表彰状は、研究発表をした支部又は研究グループに贈るものとする。

第5条 この規程は、評議員会において改正することができる。

付 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

平成16年5月7日一部改正